



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

株主総会資料の電子提供制度及び消費者契約に関わる改正法の概要をご紹介します。

◇株主総会資料の電子提供制度

2022年9月施行の会社法改正により、**株主総会資料の電子提供制度が利用可能となり、上場会社にとっては本年3月以降に開催される株主総会から、同制度を利用しなければならないことになりました。**同制度について概要をご紹介します。

1. 電子提供制度の概要

従前、株主総会資料については書面交付が原則となっておりましたが、今回、**定款の定めを設けることで全ての株主総会資料をインターネットにより株主に提供できるようになりました**（上場会社は定款に定めを置くことを義務づけられる結果、電子提供制度の採用が強制されます）。

電子提供制度を利用する場合、次の情報を株主総会の3週間前から3か月経過時点まで開示する必要があります。

- ① 招集通知記載事項
- ② 株主総会参考書類に記載すべき内容
- ③ 議決権行使書面に記載すべき内容
- ④ 計算書類及び事業報告の内容
- ⑤ 連結計算書類の内容
- ⑥ 株主提案に関する議案の要領
- ⑦ ①～⑥を修正した場合は**修正前後の内容**

2. 招集通知の発送

電子提供措置をとる場合であっても、従前と同様に**招集通知については書面送付が原則**であり、株主総会2週間前までに発送する必要があります。

招集通知に記載すべき内容は、①株主総会の**日時及び場所**、②**目的事項**、③**書面による議決権行使を認める**ときはその旨、④**電磁的方法による議決権行使を認める**ときはその旨、⑤**電子提供措置をとる旨**（EDINETを利用する場合はその旨）、⑥**電子提供措置をとっているウェブサイト等のアドレス**です。電子提供ウェブサイトにはパスワードをかけ、招集通知にパスワードを記載する方法もありますが、その場合はパスワードを知らなければ情報を閲覧できず、総会の3週間前に開示したことにならない虞がありますので注意が必要です。

3. 書面交付請求

電子提供制度を設けている会社であっても、**株主は関係書類を書面で交付するよう請求することができ、その効果は将来に亘って生じます。**他方、会社としては**書面交付を終了する旨を通知し、1か月以内に異議がなければ書面交付請求の効力が失われる制度**も設けられています。

◆消費者法制の改正—消費者契約法—

昨年5月、消費者契約法及び消費者裁判手続特例法を改正する法律が成立し、施行されました。消費者契約法については、本年6月1日、消費者裁判手続特例法については本年10月1日より施行されま

す。本稿では、消費者契約法の改正内容について概観したいと思います。

1. 不当勧誘により締結した契約の取消し

事業者が、消費者に対し、以下のような不当な勧誘を行って契約を締結した場合、消費者は当該契約を取り消すことができるものとされました。

- ① **勧誘することを告げずに、退去困難な場所へ同行し、勧誘をした場合。**
- ② **威迫する言動を交え、相談の連絡を妨害した場合。**
- ③ **契約前に目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にした場合**

2. 不当条項の無効

消費者の事業者に対する**損害賠償請求を困難にする、不明確な一部免責条項**（軽過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていないもの）は**無効**としました。

例)・当社は、法令に違反しない限り、お客様に対して1万円を上限としてお支払いします。→無効
・事故に関して当社に軽過失が認められる場合には、お客様に対して1万円をお支払いします。→有効

3. 解約料の説明に関する努力義務

事業者は、消費者に対して、**中途契約時の解約料の算定根拠を説明するよう努めるもの**とされました。また、適格消費者団体についても同様に解約料の算定根拠を説明するよう努めなければなりません。算定根拠に営業秘密が含まれる等、正当な理由がある場合にはこのような義務が免除されています。

4. 事業者による情報提供

事業者は、消費者及び適格消費者団体に対する情報開示について、次の通り努めなければならぬとされました。

- ① 消費者の知識・経験に加え、**年齢や心身の状態も考慮した情報提供**を行うこと。
- ② **定型約款の表示請求権に関する情報**を提供すること
- ③ 契約の**解除に必要な情報**を提供すること
- ④ 適格消費者団体の要請に応じ、**契約条項・差止請求を受けて講じた措置**を開示すること

弁護士友成、弁護士門屋

法務トピックス

◇改正消費者契約法、改正国民生活センター法および「法人等による寄付の不当な勧誘の防止等に関する法律」（令和5年1月5日施行）

昨今の旧統一教会問題を受けて、**霊感商法の被害救済を拡大するための法改正**や新たな法律の制定が行われました。これにより**取消権の行使期間の伸長**や**取消権の内容の拡大**、**国民生活センターの役割強化**、**法人等による不当な寄付の勧誘の禁止**などが盛り込まれました。詳細は[消費者庁のホームページ](#)をご覧ください。